重要度 A　　2026.10.5

タイ FDA はオレフィン系製品に使用される原材料リストを含むプラスチック製容器包装の規格基準改正案を公布

（一財）化学研究評価機構
食品接触材料安全センター　石動正和

解説

・タイ FDA は、プラスチック製容器包装の規格基準に係る 2005 年告示第 295 号を、2022 年告示第 435 号により改正した。

・2026 年 9 月 16 日タイ FDA は、この告示第 435 号へ改正案を示し一般協議に付した。意見提出期限は 12 月 31 日まで。

主な改正点を次に示す。
・現在の規格基準に登録されていない材質 EVOH、PLA、PBS、PHBH、PPO などが新たに収載される。

・PC、エポキシ誘導体について、使用が禁止される、或いは BPA など原材料へ欧州規則 2024/3190 相当の規制が課せられる。

・PFAS について、PPWR 相当の規制が課せられる。

・PE・PP などオレフィン系製品への使用が確認された 76 種の原材料の既存物質リスト（モノマー・添加剤・製造助剤など）が示された。このリストは、リサイクル材の安全性と性能を評価するガイドライン研究プロジェクトの成果物である。欧州プラスチック規則(PIM)、旧ポリ衛協の自主基準などがリファーされている。日本の国 PL がリファーされていないのは、材質がグループ化され、PE・PP に係る原材料が特定できなかったからと考えられる。SML が設定され、試験機関の技術開発のため 3〜5 年の猶予期間を設けるとある。タイ FDA がプラスチック容器包装の原材料リストを示したのは今回が初めてであり、未だ明らかではないが、PL 制度設計への布石の可能性がある。

タイ「プラスチック製容器の規格基準の決定に関する公衆衛生省告示を検討するため意見や技術情報をお聞かせください。」2026 年 9 月 16 日
https://food.fda.moph.go.th/press-release/law-plastic-container

「食品法（仏暦 2522 年）に基づき発布された、プラスチック包装容器の規格基準の決定に関する公衆衛生省告示（第 435 号）仏暦 2565 年の改正に関するガイドライン」
https://doc-10-1s-apps-viewer.googleusercontent.com/viewer/secure/pdf/cj2qhvht2rqjonanhu2g4giekfk30hb8/27lqbev6rk8kmsn6i3866q3lh9kmo02m/1791774375000/drive/05764349050513323061/ACFrOgBX8Zq_BwXTh6R1sXlK_4BHbc8yalIoezSIr-4sD-LCFZhB4aOW75BnHHpd7HsDAkaMsoJa8HhSV0B8kDiN-dp52egiBOKcxyApDwZjCIYXAE9m0wfT1Wxxm-ZaN_rVvfNlYXkhLwYOpEosUPzhChiHl7wRO5TqwWxdyltVIOvpcOrGPwPZTU4Om2imvP4Ij0qUnJruPpPc6rjatoCJ80WgtzR2DgBuJMdgWMqq-FSe0pyadKGNv3jkwVTYrQXTPEaHPXtU2J3CVSy019_Ip-XhTtW0F9f2cwCNHx-UieZpGakgM5KjwbmBeSm6hIwHFZth2swRzXVW4jFyxiiYBPBqHDeubEegcTLbtA==?authuser=0&print=true&nonce=us2f97gi0ec3s&user=05764349050513323061&hash=qq9copmejkfc73uckiun6up7opr496ug

補足説明：
食品医薬品局（FDA）は現在、食品法（1979 年）に基づき公衆衛生省が発出したプラスチック容器の規格基準に関する告示（第 435 号）（仏暦 2565 年（2022 年））を審査中である。

そのため、企業が科学的データ及び自社の製造・使用慣行に基づいて事業運営できるよう、適合性を確保し、企業及び関係者から情報、意見、提案を募ることが適切であると判断した。これらの情報は、法案の起案及び改正手続きに従い、作業部会、小委員会、及び関連委員会の検討を支援するため、継続的な適合性を確保して活用される

食品医薬品局（FDA）は、必要な場合にのみ顧客の個人情報を収集、使用、又は開示する。これには、契約上の義務及び正当な法的目的のために必要とされる処理及び調整の目的で、氏名、メールアドレス、電話番号などの個人情報が含まれる。皆様の意見・提案は、見直し及び改正の参考にさせて頂く。

食品法（仏暦 2522 年）に基づき、プラスチック容器の規格基準に関し公衆衛生省告示（第 435 号）仏暦 2565 年発行

パブリックコメント受付期間：2026 年 12 月 31 日まで。
コメントはこちらから。
https://docs.google.com/forms/d/1fdZMEKIirYXAb5gdfydWyL0veWmTAuVpwhx0ysYhwCI/edit
https://dg.th/vd02ani3tr

食品法（仏暦 2522 年）に基づき公衆衛生省告示（第 435 号）（仏暦 2565 年）に規定されているプラスチック包装の規格基準に関する規制の見直し及び改訂事項は以下のとおり。

1. 告示に明記されていないものの、個別事例で認可されている、未使用のバージンプラスチックから製造されたプラスチック包装について、プラスチックの種類及び規格基準の要件を追加することを検討する。

2. 包装に使用される特定種類のプラスチック［ポリカーボネート（PC)］の使用を中止する、又は使用を継続する場合でも、以前に規定された移行レベルを低減することを検討する。

3. 包装に使用されるプラスチックの種類を追加することを検討する。

1. 包装に使用されるプラスチックの種類を追加し、各プラスチック包装の製造に使用される原材料、化学物質、及び添加剤に基づいて、品質要件又は特定の移行限度を規定する。これには、リサイクル高密度ポリエチレン（rHDPE）が含まれる。

2. 特定の種類のプラスチック包装材の品質要件又は特定移行限度値を改善する。追加対象となる種類は以下のとおり。

プラスチックの種類	注記
1 EVOH：エチレン酢酸ビニルアルコール共重合体	安全評価システム導入前に認可済み。
2 PLA：ポリ乳酸	- 安全評価システムに基づき 1 件認可済み。 以下の工業製品規格が制定される。 (1) TIS 2884 第 1 巻-2017 食品用シングルユース生分解性プラスチック器具容器、第 1 巻：ポリ乳酸 (2) TIS 3437-2022 食品用リユース可能な生分解性プラスチック容器 (3) TIS 2744-2016 プラスチックストロー シ

	ングルユース生分解性食品器具
3 1,4-ベンゼンジカルボン酸ジメチルエステル、1,4-シクロヘキサンジメタノール及び2,2,4,4-テトラメチル-1,3-シクロブタンジオールとのポリマー、又はジメチルテレフタレート、1,4-ジシクロヘキサンジメタノール及び2,2,4,4-テトラメチル-1,3-シクロブタンジオールとのポリマー（CAS 登録番号 261716-94-3）	- 安全性評価制度に基づき製品 1 件が認可済み。 - 評価に合格し、ライセンスを取得した企業。以下の種類を公告に追加するよう要請がある。
4. PBS：ポリブチレンサクシネート	安全評価システムに基づき、1 件が認可済み。
5. PBSA：ポリブチレンサクシネート/アジペート	安全評価システムに基づき、1 件が認可済み。
6. PHBH：ポリ((R)-3-ヒドロキシブチレート-co-(R)-3-ヒドロキシヘキサノエート)	安全評価システムに基づき、1 件が認可済み。
7. PPO：ポリフェニレンオキシド	3 種類のプラスチックの混合物として、1 件が認可済み。

2. 特定のプラスチック包装材料としての使用を中止するか、使用を認可するものの、以前に規定されたレベルから溶出量を低減する。

プラスチックの種類	備考
ポリカーボネート	各国の法律で BPA の使用は禁止されている。 1. 欧州連合（EU）規則 2024/3190 及び 2026/250 は、接着剤、ゴム、イオン交換樹脂、プラスチック、印刷インク、シリコーン、ワニス、コーティング剤などの食品接触材料及び容器の製造における BPA 及び BPA 塩の使用を 2025 年までに禁止している。他のビスフェノール類（例：BPS、BPF）又はビスフェノール誘導体を製造に使用する食品接触材料及び容器は、BPA 残留量が検出限界（LOD）=1 ppb 以下でなければならない。但し、特定の規制により製造に BPA を使用できる製品に除外がある。代替材料の調達は極めて重要である。 2. 米国は、要請と業界による使用中止を受け、哺乳瓶とストローマグカップ（2012 年）、及び粉ミルクの包装材料における BPA 含有ポリカーボネート（PC）の使用を禁止した（2023 年）。

	3. カナダは、PC 製哺乳瓶の製造、輸入、広告、販売を禁止した（2010 年）。 4. 日本は、PC プラスチック製の食器、容器、包装材料からの BPA 移行量を制限している。民間企業は独自の対策を講じている。 5. 中国は、PC プラスチック製哺乳瓶の自主的製造中止を実施した。 6. 中国は、哺乳瓶への BPA の使用を禁止し（2011 年以降）、PC 製食品包装材料からの溶出物質に関する制限を設け、BPA を含む哺乳瓶、食品容器、子供用食器の輸入を禁止した。 7. マレーシアは、BPA を含有する哺乳瓶の輸入、製造、販売広告、流通を禁止している（2011 年）。 7. 台湾では、哺乳瓶の製造における BPA の使用を禁止し、その他のプラスチック容器における BPA の放出量を 0.6ppm 以下に制限している。 8. タイでは、2015 年公衆衛生規則第 369 号により、哺乳瓶に使用されるプラスチックのリストからポリカーボネート（PC）が除外され、許可されたプラスチックのみを使用することが規定された。哺乳瓶は、検出限界（LOD）0.25ppb で BPA を含まないものでなければならない。2022 年公衆衛生省規則第 435 号では、PC プラスチック容器における BPA の放出量を 0.05ppm 以下に制限している。

改訂案の公示で規定されるガイドライン：

ガイドライン 1：

(1) 公示末尾の付表 1 からポリカーボネートプラスチックを削除し、公示発効後 5 年間の猶予期間を設けることで、企業が市場でポリカーボネート容器を使用して商品や食品を取り扱うことを可能にする。

(2) 容器の種類を明記する。全ての種類のプラスチックは、4,4'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノール A）[CAS 番号 80-05-7]及び BPA 塩を検出限界値 1 μg/kg 以下で含

有してはならない（抽出法を用い開発又は推奨されている場合、EURL の分析法を参照）。製造工程において BPA 及び BPA 塩が存在しないことが文書で証明されている場合は、分析は免除される。

又は、ガイドライン 2：
PC プラスチックは引き続き使用可能だが、移行レベルは前述のレベルより低減される。BPA 及び BPA 塩は、検出限界値 1 µg/kg において食品中に溶出してはならない（除外のガイドラインを参照）。製造工程で BPA を使用する可能性のある一部の製品については、規則(EU) 2024/3190 及び(EU) 2026/250 に従う。

3. 二次リサイクルプラスチック容器として使用可能なプラスチックの種類として、rHDPE を追加する。

認可に関する原則とガイドライン：
(1) リサイクルプラスチック容器の規格基準は、バージンプラスチック製の容器と同等でなければならない。

(2) 二次リサイクルプラスチック製の容器の場合、原材料は食品接触レベルの品質でなければならず、かつ汚染物質を効果的に除去する工程を経ていなければならない。そのためには、タイ FDA が公表する安全評価機関による安全評価報告書を提出するか、工業製品規格に準拠して認証されたリサイクルプラスチックペレットを使用しなければならない。

現在、タイ FDA と研究チームは、汚染物質除去のための二次リサイクルプロセスの安全性と効率性を評価するためのガイドラインを研究するプロジェクトを実施している。このプロジェクトから得られたデータは、rHDPE プラスチックの二次再生プロセスの効率性を評価するためのガイドラインと条件を確立し、当該プラスチックの認可を支援するために活用される。

4. 特定種類のプラスチックに対する特定移行量制限に関する品質要件又は基準を以下のように改善する。

(4.1) 特定種類のプラスチックに対する特定移行量限度に関する品質要件又は基準を以下のように定める。
エポキシ誘導体を使用するプラスチック容器の場合：
規則（EC）No 1895/2005「食品接触材料及び成形における特定のエポキシ誘導体の使用制限」。この規則は、PVC などの一部のプラスチック、食品缶の内側コーティングなどの表面

コーティング、接着剤など、食品と接触する材料及び包装における特定のエポキシ誘導体の使用を制限する。

本規制は、以下の 3 つの主要な物質群を規制する。
(1.1) BADGE（ビスフェノール A ジグリシジルエーテル）及びその誘導体の使用制限：
（1.1.1）特定移行量制限（SML）　次の物質の総量は、食品又は食品疑似物質 1kg 当たり 9mg、又は接触面積 6 平方デシメートル当たり 9mg を超えてはならない。
(a) BADGE [2,2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパンビス(2,3-エポキシプロピル)エーテル]（CAS 番号 001675-54-3）
(b) BADGE・H_2O（CAS 番号 076002-91-0）
(c) BADGE・$2H_2O$（CAS 番号 005581-32-8）

（1.1.2）特定移行量（SML）は、以下の物質の総量は、食品又は食品疑似物質 1kg 当たり 1mg、又は接触面積 6 平方デシメートル当たり 1mg を超えてはならない。
(a) BADGE.HCl（CAS 番号 013836-48-1）
(b) BADGE.2HCl（CAS 番号 004809-35-2）
(c) BADGE.H_2O.HCl（CAS 番号 227947-06-0）

(1.2) BFDGE（ビス（ヒドロキシフェニル）メタンビス (2,3-エポキシプロピル) エーテル）（CAS 番号 039817-09-9）のプラスチック、表面コーティング剤、接着剤への使用は禁止される。

(1.3) NOGE（ノボラックグリシジルエーテル）の使用［その他のノボラックグリシジルエーテル（以下「NOGE」という）（NOGE 材料の例としては、CAS 番号 158163-01-0：3 環 NOGE（ノボラックグリシジルエーテル）異性体混合物、CAS 番号 28064-14-4：関連する NOGE 材料であるエポキシフェノールノボラック樹脂の共通 CAS 番号、CAS 番号 9003-36-5：エポキシノボラック樹脂に関連するものなど)］

この規制は、容量が 10,000 リットルを超える容器又は貯蔵タンク、或いはそうしたタンクに接続される配管（多くの場合、高耐久性コーティングが施されている）に使用してはならない。

改訂版草案公告で規定するガイドライン：
全てのプラスチック容器はプラスチック製でなければならないことを明記する。エポキシ誘導体は、製造工程でエポキシ誘導体が使用されていないことを示す裏付け資料がない限り、以下のとおり検査する必要がある。

項目　エポキシ誘導体一覧	特定移行量制限（SML）
1 BADGE [2,2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパンビス(2,3-エポキシプロピル)エーテル] (CAS 番号 001675-54-3)	項目 1～3 に記載されている物質の総量は、食品又は食品疑似溶媒 1kg 当たり 9mg を超えてはならない。
2. BADGE・H_2O（CAS 番号 076002-91-0）	
3. BADGE・$2H_2O$（CAS 番号 005581-32-8）	
4. BADGE・HCl（CAS 番号 013836-48-1）	4～6 項に記載された物質の総濃度は、食品又は食品疑似溶媒 1kg 当たり 1mg を超えてはならない。
5. BADGE・2HCl（CAS 番号 004809-35-2）	
6. BADGE・H_2O・HCl（CAS 番号 227947-06-0）	
7. BFDGE（ビス（ヒドロキシフェニル）メタンビス（2,3-エポキシプロピル）エーテル）（CAS 番号 039817-09-9）	使用が禁止されているため、検出されてはならない。
8. NOGE（ノボラックグリシジルエーテル）及びその他の NOGE 化合物	使用が禁止されているため、検出されてはならない。

(4.2) パーフルオロアルキル物質（PFAS）を使用するプラスチック容器の規格基準を定める。

(1) 包装及び包装廃棄物規則 (EU) 2025/40 (規則 (EU) 2019/1020 及び指令 (EU) 2019/904 を改正し、指令 94/62/EC を廃止する包装及び包装廃棄物管理法) は、食品接触包装におけるパーフルオロアルキル物質 (PFAS)、重金属管理、及びリサイクル可能な包装の管理を規定する。

PFAS は、包装製造業界において、紙及び板紙のコーティング剤として、油脂付着防止、耐水性・耐汚染性、摩擦低減のために使用されている。プラスチック業界では、油脂、水分、漏出防止、耐久性向上を目的とした表面処理を施したプラスチックによく見られる。この表面処理には、PET、HDPE、PP などのプラスチック表面にフッ素ガス処理を施すことが含まれる。

2026 年 8 月 12 日以降、食品接触包装は市場での販売が禁止されている。PFAS による汚染が以下の限度値以上で存在する場合（但し、他の EU 規制で既に禁止されている場合を除く）：

(3.3.1) 25 ppb 以下：特定分析で検出された全ての PFAS について（但し、ポリマーPFAS

は定量測定から除外)。

(3.3.2) 250 ppb 以下：特定分析で検出された PFAS の合計値について、必要に応じて原材料の分解の結果を含めて（但し、ポリマーPFAS は定量測定から除外)。

(3.3.3) 50 ppm 以下：ポリマーPFAS を含む全ての PFAS について、フッ素の総含有量が 50mg/kg を超える場合、製造業者、輸入業者、又は最終使用者は、技術文書化の目的で、フッ素含有量が PFAS であるか非 PFAS であるかを示す証拠を提出しなければならない。

「PFAS」とは、少なくとも 1 つの完全にフッ素化されたメチル基（CF_3-）又はメチレン基（$-CF_2-$）炭素原子（H/Cl/Br/I が付加されていないもの）を含む物質を指す。但し、以下の特定の構造のみを持つ物質は除く。

- CF_3-X 又は X-CF_2-X′ （X = -OR 又は -NRR′、X′ = メチル基（$-CH_3$））
- メチレン基（$-CH_2-$）、
- 芳香族基、
- カルボニル基（-C(O)-）、
- -OR‘‘、-SR‘‘、又は -NR‘‘R‘‘‘（R/R‘/R‘‘/R‘‘‘は、水素（-H)、メチル基（$-CH_3$)、メチレン基（$-CH_2-$)、芳香族基、又はカルボニル基（-C(O)-））

最先端の分析能力と PFAS 試験のメタ分析は、文書 C/2026/3084「包装及び包装廃棄物に関する規則(EU)2025/40 ガイダンス文書：食品接触包装における PFAS 規制の施行と在庫切れ：欧州委員会の解釈」に基づいて実施されている。

(2) 米国における PFAS 物質の規制／禁止：PFAS の安全性評価データのレビューと市販製品における汚染調査が実施されたが、法的禁止措置はまだ発令されていない。しかしながら、食品接触用の紙や板紙の耐油剤として使用される PFAS 含有食品接触物質の製造･販売を、2024 年 2 月以降、業界が自主的に中止したことを受け、業界の協力が得られている。また、いくつかの州では、食品包装の製造において意図的に PFAS を添加することを禁止する州法が制定されている。

改正規則案に規定されるガイドラインは以下のとおり。
全てのプラスチック容器に遵守を義務付ける。ポリマーPFAS を含む PFAS の総量（総フッ素量として測定）は、50 mg/kg 未満でなければならない。総フッ素量が 50 mg/kg 以上の場合、以下の手順に従う。
(1) 総フッ素量が 50 mg/kg 以上の場合、検出されたフッ素が有機フッ素（PFAS）か無機フッ素（非 PFAS）かを示すフッ素の種類と量を証明する証拠を提出されたい（例：熱分解

GC/MS による分析)。有機フッ素の場合、その量は 50 mg/kg 未満でなければならない。

(2) 総フッ素量が 50 mg/kg 以上である場合、又は上記に詳述したフッ素の種類及び量を示す文書が提出できる場合、又は有機フッ素量が 50mg/kg 以上である場合、PFAS 量を以下のとおり確認しなければならない［直接 TOP（総酸化性前駆体）分析を推奨］。

(2.1)特定分析法で測定した PFAS 量（ポリマーPFAS 量を除く）が 25mg/kg 未満

(2.2)特定分析法で測定した PFAS 総量（必要に応じて基質分解の結果を含む）（ポリマーPFAS 量を除く）が 250 mg/kg 未満

(4.3) ポリエチレン（PE）及びポリプロピレン（PP）プラスチック、並びにその他の種類のプラスチックを含むポリオレフィン系プラスチック容器の特定移行量制限の設定。

これは、rHDPE の汚染物質除去のための二次リサイクルプロセスの安全性と性能を評価するためのガイドラインを研究する研究プロジェクトのデータを用いて実施される。この研究プロジェクトには、使用される化学物質に関する情報が含まれる。HDPE 及び rHDPE プラスチックの製造プロセスに関する情報は、HDPE プラスチックペレット及び包装材料メーカーへの問合せ、及び Brandsch, R., Simoneau, C., Hoekstra, E. J., & JRC Task Force. (2015). Practical guidelines on the application of migration modelling for the estimation of specific migration. European Commission, Joint Research Centre. europa.eu.、日本のポリオレフィン等衛生協議会　Voluntary standards for food contact substances and polymers: Positive lists. JHOSPA. (2011). などの関連学術情報から得られた。この情報に基づき、前述のプラスチック及び同様の化学物質を製造工程で使用する可能性のあるその他のプラスチック製の容器について、化学物質リストと SML が提案された。提案された化学物質リストと食品中の汚染に関する最大許容濃度は、以下の表に示されている。

注：検討対象となった追加の化学物質は、発表後直ちに施行されるわけではない。これらの化学物質の分析には、試験機関の準備状況に応じて 3〜5 年の猶予期間が設けられる。

表　特定の種類のプラスチックにおける化学物質リストと食品中の最大許容汚染濃度。分析は、製造工程で使用される化学物質のみに許可され、分析対象となる化学物質について、製造工程における化学物質の使用に関する裏付け文書が提出された場合に限る。

注
*は、FDA の検討対象としてプロジェクト提案書に記載された化学物質リストを示す。

a は、プロジェクト提案書に記載された化学物質リストを示す。
（HDPE 製造工程における化学物質の使用に関する調査から得られた情報）

b は、欧州委員会規則（EU）No 10/2011 に記載されている化学物質のリストを示す。

c は、FCC migex データベース
（https://foodpackagingforum.org/resources/databases/fccmigex#dashboard）に記載されている化学物質のリストを示す。

d は、JRC 文書「特定移行量の推定のための移行モデリングの適用に関する実践的ガイドライン」（2015）に記載されている化学物質のリストを示す。

e は、JHOSPA 文書「食品接触物質及びポリマーに関する自主基準：ポジティブリスト」（2011）に記載されている化学物質のリストを示す。

SML [mg/kg]：物質の特定移行量制限。

ND は、検出可能な移行がないことを意味する。検出限界（LOD）= 0.01 mg/kg
SML(T) [mg/kg]（グループ制限番号）：欧州委員会規則（EU）No 10/2011 附属書 I 表 2 に規定されているグループ制限に使用されるグループ番号を含む。この表 2 は、総特定移行量制限を規定している。

制限及び規格：規定された特定移行量制限を超えるその他の制限を含み、物質に関連する要件を含む。

（1）モノマー又はその他の出発物質として機能する物質のグループ　（略）

（2）添加剤又はポリマー製造助剤として機能する物質のグループ　（略）

（3）モノマー又はその他の出発物質と添加剤又はポリマー製造助剤の両方として機能する物質のグループ　（略）